

平成26年第1回東大和市議会定例会会議録第2号

平成26年2月26日（水曜日）

出席議員（22名）

1番	森田真一君	2番	西川洋一君
3番	尾崎利一君	4番	実川圭子君
5番	和地仁美君	6番	大后治雄君
7番	二宮由子君	8番	関野杜成君
9番	中村庄一郎君	10番	根岸聡彦君
11番	押本修君	12番	蜂須賀千雅君
13番	関田正民君	14番	関田貢君
15番	森田憲二君	16番	尾崎信夫君
17番	東口正美君	18番	中間建二君
19番	御殿谷一彦君	20番	佐竹康彦君
21番	床鍋義博君	22番	中野志乃夫君

欠席議員（なし）

議会事務局職員（4名）

事務局長	関田新一君	事務局次長	長島孝夫君
議事係長	下村和郎君	主事	吉川和宏君

出席説明員（21名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	並木俊則君
総務部長	北田和雄君	市民部長	関田守男君
子ども生活部長	榎本豊君	福祉部長	吉沢寿子君
福祉部参事	広沢光政君	環境部長	田口茂夫君
都市建設部長	内藤峰雄君	学校教育部長	阿部晴彦君
社会教育部長	小俣学君	財政課長	川口莊一君
総務管財課長	東栄一君	保険年金課長	廣瀬裕君
障害福祉課長	小川則之君	健康課長	志村明子君
都市計画課長	當摩弘君	下水道課長	佐伯芳幸君

区画整理課長 柚木行夫君

議事日程

- 第 1 第 2 2 号議案 市道路線の廃止について
- 第 2 第 2 3 号議案 市道路線の廃止について
- 第 3 第 2 4 号議案 昭和病院組合理約の変更について
- 第 4 第 2 5 号議案 東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 第 5 第 1 6 号議案 平成 2 5 年度東大和市一般会計補正予算（第 5 号）
- 第 6 第 1 号報告 東大和市土地開発公社の経営状況について
- 第 7 第 1 7 号議案 平成 2 5 年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 8 第 1 8 号議案 平成 2 5 年度東大和市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 9 第 1 9 号議案 平成 2 5 年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 1 0 第 2 0 号議案 平成 2 5 年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 1 1 第 2 1 号議案 平成 2 5 年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 1 2 陳情の付託

本日の会議に付した事件

議事日程第 1 から第 1 2 まで

午前 9時30分 開議

○議長（尾崎信夫君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 第22号議案 市道路線の廃止について

○議長（尾崎信夫君） 日程第1 第22号議案 市道路線の廃止について、本案を議題に供します。
提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） おはようございます。

ただいま議題となりました第22号議案 市道路線の廃止についてにつきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本議案は、市道の隣接土地所有者から路線の廃止及び払下げ申請が提出され、存置する必要がないと認められることから、道路法第10条第1項の規定に基づき市道路線を廃止するものであります。

廃止する路線は、市道第1231号線で、起点は高木3丁目326番1先、終点が高木3丁目327番1先、幅員は1.82メートルで、延長は52.59メートルでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

本案は会議規則第36条第1項の規定により、建設環境委員会に審査を付託いたします。

日程第2 第23号議案 市道路線の廃止について

○議長（尾崎信夫君） 日程第2 第23号議案 市道路線の廃止について、本案を議題に供します。
提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第23号議案 市道路線の廃止についてにつきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本議案は、都市計画法第40条の規定に基づき、開発事業区域内に新設される道路との用地交換を行うため、道路法第10条第1項の規定に基づき、廃止するものであります。

廃止する路線は、市道第1593号線で、起点は芋窪4丁目1422番先、終点が芋窪4丁目1462番先、幅員は1.82メートルで、延長は12.84メートルであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

本案は会議規則第36条第1項の規定により、建設環境委員会に審査を付託いたします。

日程第3 第24号議案 昭和病院組合理約の変更について

○議長（尾崎信夫君） 日程第3 第24号議案 昭和病院組合理約の変更について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第24号議案 昭和病院組合理約の変更についてにつきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本件は、昭和病院組合の病院事業の経営形態の見直しにより、地方公営企業法の一部適用から全部適用へ移行することに伴い、組合理約の全部を変更するものであります。

これまで昭和病院組合につきましては、地方公営企業法の財務の規定のみを適用しておりました。しかし、今後の医療を取り巻く環境に迅速かつ機動的に対応することができるよう経営形態を変更することとし、同法についても全面的に適用されるようになることから、本規約の変更を御提案申し上げるものであります。

なお、今回の規約の変更は、規約の題名の変更のほか、規定の追加や文言の変更箇所が多いことから、全部変更としたものであります。

主な変更点は、規約の題名及び組合の名称の変更、並びに地方公営企業法の全部を適用する旨の規定及び協議会の設置に関する規定の追加等であります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

まず規約の題名であります、「昭和病院企業団規約」としております。これは地方公営企業法の全部適用に伴い、昭和病院組合が同法第39条の2の規定により企業団に位置づけられることから、その名称を「昭和病院企業団」とし、これに合わせて規約の題名も変更するものであります。

第1章は、総則の章であります。

第1条は、企業団の名称の規定であります。先ほど御説明いたしましたとおり、昭和病院組合が企業団に位置づけられることから、その名称を「昭和病院企業団」とするものであります。なお、他の条文においても「組合」を「企業団」に変更しております。

第2条は、企業団の構成団体の規定であります。従来の組織市と意味は同じであります。企業団への変更に伴い、表記を「構成市」としてあります。

第3条は、企業団の共同処理する事務の規定であります。病院の設置管理事務及びこれに関連する保健衛生事務を共同処理するものと定めてありますが、その内容は従来と同じものであります。

第4条は、公営企業法の適用の規定で、同法が全部適用されることを明記したものであります。

第5条は、企業団の事務所の位置の規定であります。事務所は、東京都小平市の従来の所在地と同じ場所に置くものであります。

続いて、第2章は企業団の議会の章であります。

第6条は議会の組織、第7条は議員の選挙、第8条は議員の任期、第9条は補欠選挙、第10条は議長及び副議長の規定であります。いずれの条も「組合議会」を「企業団議会」とする等、字句の変更をしたもので、実質的な変更はございません。

続いて、第3章は企業団の執行機関の章であります。

第11条は企業長の規定で、これまでの「管理者」を、構成市長が共同して任命する「企業長」とし、その任期を4年とする旨を定めるものであります。

第12条は職員の規定で、企業団に必要な職員は、企業長が任免する旨を定めております。

第13条は監査委員の規定で、人数、任期、その他選任に必要な事項を定めております。いずれも、従来の監査委員の内容と変わるところはございません。

続いて、第4章は企業団の経費の章であります。

第14条は経費の支弁、第15条は分賦金の割当の規定で、いずれも字句の変更で、内容は改正前と同じであります。

第5章は、開設者協議会の章であります。

第16条は開設者協議会の設置の規定で、構成市に重大な影響のある企業団経営の基本方針、その他重要な事項についての協議の場として、「昭和病院企業団開設者協議会」を設置するものであります。これは従来の理事会にかわる組織で、その委員は、構成市の長及び企業長をもって充てるとしてあります。

最後に、附則であります。附則第1項は、この規約の施行日を、平成26年8月1日とするものであります。

また、附則第2項から第5項までは経過措置の規定で、この規約の施行の際、現に在任する議員、職員及び監査委員は、変更後の規約の規定により、選挙、任命または選任されたものとみなしてあります。

また、変更前の規約の規定に基づき定められた分賦金の額等は、変更後の規約の規定に基づき定められたものとみなす旨も定めてあります。

以上でございます。よろしく願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○3番（尾崎利一君） 何点か伺います。

今御説明があったとおり、この昭和病院組合の規約の変更は、単なる規約の変更ではなく、昭和病院、現在、地方公営企業法の一部適用であるものを全部適用に移行しようということから、規約を全部変更するという大きな変更であります。

そこで、伺います。

第1点は、この昭和病院が、地域医療、とりわけ東大和市の医療にとって果たしている役割について伺います。

それから2点目に、この全部適用への移行は、2007年、平成19年の「公立病院改革ガイドライン」に基づいて検討されてきたものですが、私たちはこの「公立病院改革ガイドライン」、これは公立病院の再編、縮小、廃止を推進してきたものだというふうに認識しています。これについての評価を伺います。

それから3点目に、現にこのガイドラインに基づいて検討してきた経過について。

それから4点目に、これはこの検討に当たって5つの経営形態が検討されたわけですが、その検討内容について。

そして5点目に、今回その中から全部適用と——地方公営企業法の全部適用を採用するというのですが、そのメリットとデメリットについて。

それから6点目に、公立昭和病院はこのガイドラインに基づく経営改革を行い、既に黒字化しています。改めてここで経営形態を変えるという必要はないと思いますが、これについての認識について。

そして、この黒字にしてきた経営努力の内容について伺います。

○福祉部長（吉沢寿子君） 7つ御質問いただきましたので、順次、御答弁をさせていただきます。

まず1点目の昭和病院の位置づけ、市の医療にとって果たしてる役割についてということでございますが、まず昭和病院につきましては、組織市8市における中核病院として、主に急性期・高度医療を提供しているところでございます。

平成24年度からDPC係数Ⅱ群という病院の認定を受けております。これは東京都内では4つの病院のみしか認定を受けていないというもので、大学病院の本院に準ずる医療レベルにあると認められてるものでございます。

また、救命救急センターの指定を受けて、いわゆる二次救急医療機関では対応できない、三次救急の重篤な救急患者に対する高度医療を提供して、昭和病院では年間8,000件以上の救急車を受け入れているものでございます。

また、このほかがん診療連携拠点病院、あるいは東京都脳卒中急性期医療機関、それから地域医療支援病院、地域周産期母子医療センター、これらの役割を担い、地域の医療に貢献をしているということで認識をしております。

続きまして、2点目の総務省が平成19年度に示しました「公立病院改革ガイドライン」での公立病院の再編や縮小等の提示をしたことについての市としての評価でございます。

平成19年の12月に、国の総務省から、財政負担となっている公立病院の経営改善が急務として、公立病院の改革ガイドラインというものが示されました。これに基づきまして公立昭和病院では、平成21年の2月に「公立昭和病院改革プラン」、平成20年度から24年度の5年間となるプランを策定したところでございます。

国のガイドラインの中では、公立病院の改革プランを策定しなさいということで、地域における医療供給体制の確保を図り、地域において必要な医療が安定的かつ継続的に提供されるために、抜本的な改革の実施を求めるということになっております。

ここには4つございまして、病院の果たすべき役割と一般会計の負担の考え方、それから経営の効率化、再編・ネットワーク化、経営形態の見直し、これらをプランの中に記載するということになっております。

市といたしましては、この国のガイドラインを受けまして、公立昭和病院で検討委員会が設置され、病院の果たすべき役割や経営形態のあり方についての検討の方向性など、地域住民に将来にわたり良質な医療を継続して提供していくことができるよう、健全な経営を維持するためのさまざまな事項を、このプランの中に定めることができたということで評価をしているところでございます。

3点目の御質問で、これらの国のガイドラインを受けて、昭和病院でどのように検討したかという経過でございます。

先ほど御答弁させていただきましたが、公立昭和病院では検討委員会の中で、平成21年2月に公立昭和病院

の改革プランを策定しております。その後、平成18年6月から4年半にわたり増改築事業を行いまして、それが完了いたしまして、その後、このプランにつきましては病院の増改築や、病院を取り巻くさまざまな状況に合わせて、平成23年2月にこのプランを一部改訂して現在に至るところでございます。

昭和病院では、病院の果たすべき役割や一般会計の負担の考え方につきましては、今後も地方公営企業法に基づき、一般会計が負担する経費として、組織市8市が一般会計から負担することとしている対象経費というものがございます。これは「昭和病院組合に対する組織市の分賦金に関する覚書」に基づき、国の定めた「経費負担基準」に規定された経費を支出していただいております。

それから経営の効率化につきましても、計画期間の5年間におきましては、数値目標等、おおむね達成をしたところでございます。また工事終了後、平成22年度からは再び黒字経営となっているところでございます。

それから再編やネットワーク化につきましては、地域医療、地域の医療機関との連携の推進を図るということで、相互に紹介や逆紹介ができるような形のネットワークづくり、それから協議会などの設置等を行っているところでございます。

それから経営形態の見直しにつきましては、本日、この規約の全部改正ということで議案を皆様に審議していただいておりますが、平成24年3月31日に公立昭和病院改革プラン検討委員会によって、地方公営企業法の全部適用を進めるという意見集約がなされたところでございます。

それから、4つ目の御質問でございます。国がガイドラインの中で出しました5つのプラン、地方公営企業法の一部適用、それから地方公営企業法の全部適用、それから独立行政法人化、指定管理者制度、民間譲渡、これらの5つのプランについての検討や、その経過でございます。

こちらにつきましては、昭和病院の改革プラン検討委員会の中で、経営形態の見直しとして、それぞれのメリット、デメリットを比較検討いたしました結果、「地方公営企業法の全部適用がより良い」との報告が管理者に提出され、平成24年の11月の理事会、定例会に報告後、平成25年5月、7月、11月の理事会で協議され、最終的に決定されたものでございます。

この中で、独立行政法人や指定管理者制度、民間譲渡のメリット、デメリットの比較検討をした中では、昭和病院組合の解散に伴い、職員の退職金の支払いが約70億円発生すること。それから未償還地方債、約130億円の繰り上げ返済などが必要であること。それから、どこまで公立病院の役割として、不採算医療や救急や高度専門医療を引き継いでくれるかが不確定であること。これらの事情から、事実上、独立行政法人化や指定管理者制度の導入、民間譲渡については困難であるという結論が出されたものでございます。

5つ目の全部適用のメリット、デメリットでございます。

全部適用になった場合のメリットといたしましては、医療・経営に精通した企業長による現場の実情を反映した効率性の高い経営が可能となる。経営責任の明確化や自由度がふえることで特色のある経営が可能となる。意思決定が早くなることでの環境変化への対応が早くなる。それから、業績に応じた給与体系による職員のモチベーションのアップにつながる。これらのことがメリットと言われております。

デメリットといたしましては、これまで組合理事会にかわる8市との意見調整機関、これを、開設者協議会というような名称になるかと思いますが、これらを設置することになります。形態が変わったとしても、基本的には地方公営企業法に定められた、いわゆる不採算部門への一般会計からの負担は変わらないということでございます。

それから、6つ目の御質問でございますが、既に黒字化しているのに、なぜ全適用が必要かということの認

識についてでございますが、今回の全適化は、黒字や赤字というようなことでなく、今後の高齢化の急速な進展による医療を取り巻く環境変化や医療ニーズ等、さまざまな状況に、より迅速に対応すべく、経営権限を経営・医療現場に精通した専任の企業長に委ね、経営責任を明確化することにより、より機動的・弾力的な運営につながり、効率的な経営が可能となるというようなことを目指すためのものでございます。

最後の御質問でございますが、これまで病院関係者の御努力で黒字化になっておりますが、その要因についてどのように認識してるかということでございますが、公立昭和病院では、先ほど御答弁させていただきましたが、高度専門医療を行っており、入院、外来単価がアップしたことや、7対1看護基準に基づき、充実した医療を提供していると。それから、先ほど御答弁したとおりのDPCⅡ群病院ということで、東京都で4つの病院しかございませんが、これらの大学病院並みの高度専門医療を提供しているというようなことでのものが大きい要因だと考えております。

以上でございます。

○3番（尾崎利一君） 御答弁ありがとうございます。

それで、まず最初に伺った昭和病院の地域医療での役割ということですが、大変大きな役割を果たしているということが今の御答弁でもわかりましたが、東大和市においては、この議会の場でも脱退すべきではないかというような御意見も出ている中で、東大和市にとっての昭和病院の役割について、例えば地域医療支援病院ということになってますが、東大和市の地域医療との連携等についてどういう役割を果たしているのか伺います。

それから、改革プランで民間譲渡等についてはさまざまな困難があつてそれはないということですが、一部適用か全部適用かという点について、あえてここで全部適用というふうに大きな変更を図っていくという根拠が、私は今、引用された公立昭和病院改革プラン検討委員会の中間のまとめを読んでも非常に希薄なように感じるんですが、この点についての認識を伺います。

それから、黒字になった要因の中で、高度専門医療で7対1看護基準等というお話がありましたが、これは7対1病床に対する医療給付が非常に高いということで、これをふやすことによって黒字化してきたということではないのかどうか伺います。

それで、この全部適用は、昭和病院だけではなくて既に先行した事例も幾つかあるわけですが、例えば町田市民病院は2009年に全部適用が実施されてますが、その後、分娩介助費が1.4倍化したり、駐車場の有料化が図られたり、手数料の値上げが行われたりということが起きているというふうに伺っています。やはり全部適用によって市の関与が弱まっていくという状況の中で生まれたことではないかというふうに思いますが、この点についての認識を伺います。

それから、最初の説明の中で全部適用によって迅速かつ機動的に対応できるという説明がありました。これが私は重大だと思ってるんです。やはりそうはいつでも市の関与が後退するということがあると思うんですね。今この国会に医療と介護の総合確保推進法案が提出されようとしています。閣議決定、既にされていますが、先ほど公立昭和病院が黒字化した大きな要因の一つである7対1病床、これは現在36万床あるわけですが、これを半分の18万床にすると。平成14年、15年だけでも9万床削減するという方向が出されています。ですから、公立病院が今後健全な運営を行い、なおかつその専門的な高度医療、地域医療を支えるそういう中核的な病院としての役割を果たしていく上で、大変な危機的な状況が考えられるという状況にあるわけです。それだけに市の関与が後退するということは望ましくない、やはり一部適用のままとどめるべきではないかというふうに

考えるわけですが、この点についての認識を伺います。

○福祉部長（吉沢寿子君） それでは、5つ御質問いただきました。

まず1点目の東大和市にとっての昭和病院の地域の医療との連携についての役割というようなことでございますが、東大和市の医師会と昭和病院のほうでも会議等を持っていただきまして、医療連携ということで登録をしていただいて、相互で病院と診療所、クリニック等の連携というものを図っていただいております。年々その紹介率等が上がっているということで、昭和病院のほうからはそのような御報告をいただいております。

それから、2点目の全部適用と一部適用についての根拠が希薄ではないかというようなことでございますけれども、やはり私どものほうが昭和病院のほうから御説明いただいているところでは、やはり全部適用化をすることによりまして、先ほども申し上げましたとおり迅速な経営とか、企業長の責任において意思決定が早くなって環境の変化への対応が早くなるということでございますので、その全適化によりまして、そういった迅速化が図られることによりまして、将来的にはさらに黒字化が図られるであろうということで考えております。

それから、3点目の黒字化になった要因の7対1看護の状況でございますけれども、これにつきましては現在、昭和病院のほうでは看護師等の採用を積極的に行いまして7対1看護を行い、現在はそういった形で病院の経営をしているところでございます。今後につきましても、引き続き職員の弾力的な採用や有効配置に努めて、7対1看護を維持するというところで、病院のほうからは説明を受けてるところでございます。

それから、4点目の御質問でございますが、町田市民病院の御事例というようなことでお話しいただきました。市の関与が弱くなるのではないかとございまして、先ほども御答弁をさせていただきましたけれども、理事会にかわる構成8市との調整機関、開設者協議会が設置されることで、企業団の経営方針や重要な運営事項をその中で審議をするということでございます。また議会との関係につきましても、特に変更はないということでございまして、従来どおりのチェック機能をきちんと果たしてもらうということで認識をしているところでございます。

それから、5点目の今後の医療と介護の推進確保法案等、現在、国会で審議をされてるところでございますけれども、先ほども御答弁をさせていただきましたが、7対1看護を引き続き柔軟な経営により、職員の弾力的な採用と有効的な配置によりまして維持をするということで、さらに医療ニーズへ素早い対応をしたり、柔軟な勤務体制等を図ることにより、結果的に構成市8市の市民サービスにつながると考えているものでございます。

以上でございます。

○2番（西川洋一君） ただいまの説明、副市長からも含めての説明によりまして、今度の全部適用にする規約改正によって実態はほとんど変わらないという印象の説明です。けれども、中身が変わらないなら変えなくいいんです。中身が変わるわけです。大きな変わるころは、やはり昭和病院企業団の経営責任者が企業長に変わるってことです。この企業長が誰になるか、一民間人になるのか現在の病院長がそのまま続くのか、この辺でも大きな違いがあると思います。それから構成市の組合議会は、これまでは管理者のもとにあったのが、同等というんですかね——あったのが、今度は企業長のもとになるわけですね。そういう意味では格段と下がる。そういう中身になるわけです。ということで、この企業長に対する今後の指定ですかね、これはどのような形になっていくのか、構成市のほうの側からこの辺がどうなっていくのか、この辺も説明してください。

○福祉部長（吉沢寿子君） 企業長の関係で、構成市がどのようにこれから関与するかということでございまして、先ほども、まず近隣の公立病院のこれまでの企業団における企業長につきましては、例えば青梅市の青梅市総

合病院では病院長が企業長を兼務しております。また町田市民病院でも、同様に病院長が企業長を兼務しております。それから阿伎留医療センターにおきましても、病院長が企業長を兼務しているということで、医療と病院経営に精通した医師などが、企業長に任命される事例が多いということでございます。

それから、今任命ということで御説明させていただきましたが、企業長につきましては構成8市の長による共同任命により決定をするものでございます。今後のスケジュールで今提示されているところでは、初回に設置いたします開設者協議会の中で共同任命がされる予定ということで聞いております。

それから、企業長につきましては、その権限につきましては、予算の調製や議会への議案提出、職員の定数管理、職員の任免、給与等の身分の扱い、契約の締結権等が企業長の権限となります。そういったことで、その結果、管理責任が明確化し、特色のある経営が可能となり、意思決定が早くなることで、今後のさまざまな医療を取り巻く環境変化への対応が早くなるということでございます。

それから、企業長につきましては、地方公営企業法の中で、適格性を欠くと認められた場合には罷免することができるということで、規定がされているものでございます。

以上でございます。

○19番（御殿谷一彦君） 当市、長年にわたって昭和病院組合のほうに加盟しているわけですが、またこれから構成市としても役割を担っていただきたいと思いますが、この組合に加盟している、また構成市として加盟していく、これのどういう目的を持って当市は加盟をしていくのか、その確認をまずしたいと思います。

それからもう一つ、今後も構成市として私どもが、東大和市がこの構成市の一員としてなっていくわけですが、応分の負担が当然あるわけですが、その中で私たち市民にとってどのようなメリットが、この構成市となることによってメリットがあるのか、お聞かせできればと思います。

お願いいたします。

○福祉部長（吉沢寿子君） まず、私どもは8市、構成市の中の1つとして、引き続き昭和病院に関しましては、医療を、地域医療の東大和市民にとっての高度専門医療を提供してもらおう病院として位置づけさせていただきまして、地域の医師会の先生方との連携をより図っていただきながら、安心した市民の医療を提供してまいりたいというふうに考えております。

それから、2つ目の昭和病院の今後の組織市民であることの東大和市民が受けるメリットにつきまして御説明をさせていただきます。まず今度の4月1日から予定されてるものでございますが、人間ドックに関しまして組織市市民については、例えば半日ドックが、組織市民は30%の割り引きがあったり、それから組織市市民の1日ドックの人間ドックのオプション検査料が、例えば乳房エコーや触診、マンモグラフィーの触診などは半額、それから前立腺がん検診、ペプシノゲン血中ピロリ抗体検査、血中ピロリ抗体検査等は無料、こういったところでのメリットがあるということで考えております。また今後は検討していただくという項目の中でございますが、組織市の地域連携の医療機関からの紹介状を通じて、組織市の患者さんが優先的な受け付けができるような実施の方向で、今検討をさせていただいております。また、そのほかにはがん検診等の受診率の向上に寄与していただいたり、組織市の市内の医療機関等、市民を対象にした専門の医療講座や講座、講演会など、出前などで行っていただけるというようなお話もいただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔3 番 尾崎利一君 登壇〕

○3番（尾崎利一君） 日本共産党の尾崎利一です。第24号議案 昭和病院組合規約の変更について、反対の立場で討論を行います。

今質疑の中で明らかになったように、この規約変更によって市の関与は明らかに後退することになります。迅速でフレキシブルな対応を行う、この表現からもそのことは明らかですし、改めて構成8市と企業長の間の協議会を設置しなければならないのは、基本的に構成8市の関与が低まるからにほかなりません。そして今後、今医療にかけられている攻撃、今地域における医療と介護の総合確保推進法案の中では、医療費削減を目的に7対1病棟の大幅な削減が打ち出されています。病床を高度急性期、一般急性期、亜急性期、長期療養の4段階に分け、都道府県が必要な病床数などを盛り込んだ地域医療ビジョンを策定し、各病院の役割分担を決める方向です。これにより、現在36万床の7対1病床が2025年までに18万床に大幅削減となります。そして14、15年の2年間で、そのうち9万床を削減する方向が出されています。7対1入院基本料で経営が維持されている昭和病院などは、大きな影響を受けることになります。このような医療削減の攻撃の中で、市の関与を後退させるということになれば、市民にとって必要な医療がないがしろにされる、こういうことになりかねない。こういう状況のもとで、あえて必要のない一部適用から全部適用への変更を行うことは、この国の方向に昭和病院がどんどん巻き込まれていくということを意味するものです。こういう立場から、日本共産党はこの議案に反対するものです。

以上です。

〔3 番 尾崎利一君 降壇〕

〔18番 中間建二君 登壇〕

○18番（中間建二君） 私は、公明党を代表して、第24号議案 昭和病院組合規約の変更について、賛成の立場で討論を行います。

公立昭和病院は、当市を含む北多摩北部地域8市による一部事務組合によって運営されている公立病院であり、救命救急センター、災害医療センター、地域医療支援病院、がん診療連携拠点病院、地域周産期母子医療センター等の指定を受けるなど、北多摩地域の高度専門医療を担う急性期病院として、市民の生命を守るために重要な役割を果たしております。

近年、全国の多くの自治体病院は、高コスト体質や医師不足などによって恒常的な赤字経営に陥り、病院事業の統廃合や民間への経営譲渡を行う事例が数多く見受けられております。このような自治体病院の抜本的な経営改革の手法として、地方公営企業法の全部適用によって、財務規定のみならず、組織や職員の身分規定など、全ての条文を適用することで、経営責任を明確にするとともに、病院経営の効率化を図り、経営改善が図られている状況があります。

そのような中、近年の公立昭和病院の経営状況を見たときに、平成24年度決算においては、約2億円の黒字を計上するなど、公立の自治体病院としては、全国でも模範的な経営状況であります。

一方、公立昭和病院の経営は、病院事業収益が約170億円のうち、組織市8市の分賦金、約16億円の負担がなされることによって黒字経営が成り立っております。

つまり、黒字経営である公立昭和病院の現状においても、公営企業法の全部適用によって、今以上に経営改善が図られ、さらに効率的かつ柔軟な病院経営が実現できれば、地域医療のさらなる充実とあわせまして、結果的に組織市の負担が減額できることとなり、本市においては年間約1億円の負担金が、将来的に減額できることが期待をされるものであります。

大きな累積赤字を抱え、経営が立ち行かなくなっただけからの対応ではなく、そのような危惧を未然に防止する上でも、今回のような地方公営企業法に基づく経営改革は、着実に進めていくべきであると考えます。

以上で討論を終わります。

[18番 中間建二君 降壇]

○議長（尾崎信夫君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第24号議案 昭和病院組合規約の変更について、本案を原案どおり可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（尾崎信夫君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第4 第25号議案 東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について

○議長（尾崎信夫君） 日程第4 第25号議案 東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

[副市長 小島昇公君 登壇]

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第25号議案 東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更についてにつきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の規約変更は、平成26年度及び平成27年度の保険料の改定に伴い、その負担軽減を図るために、関係区市町村の負担金に係る規約の変更を御提案申し上げるものでございます。なお、負担金による軽減は、平成24年度及び平成25年度においても実施しているものでございます。

内容につきまして、御説明申し上げます。

附則第5項から第7項までにおいて、所要の字句の整理を行うほか、新たに附則第8項を加えるものであります。

追加する附則第8項は、平成26年度及び平成27年度分の関係区市町村の負担金について、別表第2の3を読

みかえて適用するための規定であります。この読みかえにより、審査支払手数料相当額、財政安定化基金拠出金相当額など、5項目について関係区市町村の一般会計による全額の負担を定めるものであります。

なお、備考につきましては、財政安定化基金拠出金相当額の算定方法に関する所要の規定を設けております。附則であります。規約の施行日を平成26年4月1日とするものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思ひますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第25号議案 東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時22分 休憩

午前10時31分 開議

○議長（尾崎信夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 第16号議案 平成25年度東大和市一般会計補正予算（第5号）

○議長（尾崎信夫君） 日程第5 第16号議案 平成25年度東大和市一般会計補正予算（第5号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第16号議案 平成25年度東大和市一般会計補正予算（第5号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

平成25年度の予算執行も3月末をもって終了となりますが、国の補正予算において措置されました臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の事務費に係る歳入歳出予算の計上が必要となったこと。また年度末に向けて予算の執行状況等を精査いたしましたところ、歳出予算の事業費等に増減が見込まれ、都市計画道路3・5・20号線用地買収事業におきましては、繰越明許費の定め等が必要となったこと。さらには職員の給与改定等により、各科目の職員人件費の増減や、各特別会計に対する繰出金の増減等も生じたことにより、予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものであります。

1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,914万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ293億2,377万4,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものであります。

第2条は、繰越明許費の定めであります。

第3条は、債務負担行為の補正で、変更であります。

第4条は、地方債の補正で、変更であります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

ここでは、各款における主な補正項目の御説明とさせていただきます。

1の歳入であります。

第2款の地方譲与税は1,541万円の減額で、地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税の減額であります。

第3款の利子割交付金は2,682万9,000円の増額で、東京都からの決算見込み通知額に基づき、増額するものであります。

また第4款の配当割交付金から第7款の自動車取得税交付金までにつきましても、同様の理由により、それぞれ増額するものであります。

第9款の地方交付税は751万3,000円の増額で、普通交付税の増額であります。

第11款の分担金及び負担金は62万円の増額で、養育医療給付費負担金の計上であります。

第13款の国庫支出金は2,854万2,000円の増額で、臨時福祉給付金給付事務費補助金等の計上及び地域の元気臨時交付金の増額等であります。

第14款の都支出金は954万4,000円の増額で、保険基盤安定負担金の増額等であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

第15款の財産収入は4,404万4,000円の増額で、市有地売払収入の増額であります。

第16款の寄附金は12万円の増額で、一般寄附金及び民生費寄附金の増額であります。

第17款の繰入金727万2,000円の減額で、財政調整基金取り崩しの減額であります。

第19款の諸収入は20万7,000円の増額で、都営バスの公共負担清算金であります。

第20款の市債は2,080万円の減額で、起債対象事業費の減等に伴う都市計画道路3・5・20号線用地買収事業債の減額であります。

4ページをごらんいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第1款の議会費は35万円の減額で、職員人件費の減額であります。

第2款の総務費は382万8,000円の減額で、各科目における職員人件費の減額等であります。

第3款の民生費は1,873万8,000円の減額で、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金事業費の計上と後期高齢者医療特別会計繰出金の減額等であります。

第4款の衛生費は123万9,000円の増額で、母子保健事業費の増額等であります。

第6款の農林業費は6万2,000円の減額で、職員人件費の減額であります。

第7款の商工費は22万1,000円の減額で、職員人件費の減額であります。

5ページをお開きいただきたいと存じます。

第8款の土木費は2,156万5,000円の減額で、下水道事業特別会計繰出金及び都市計画道路3・5・20号線用地買収事業費等の減額であります。

第10款の教育費は2,315万1,000円の減額で、小学校及び中学校環境整備事業費等の減額であります。

第11款の公債費は2,423万4,000円の減額で、借入金利子支払費の減額等であります。

第12款の諸支出金は2億8,005万9,000円の増額で、基金積立金の原資分の増額であります。

次に、6ページをごらんいただきたいと存じます。

第2表繰越明許費であります。

対象事業は、都市計画道路3・5・20号線用地買収事業に係る物件補償で、1,942万5,000円の繰越明許費を設定するものであります。

次に、7ページをお開きいただきたいと存じます。

第3表債務負担行為補正であります。

1の変更であります。市民会館指定管理委託は、平成26年4月1日に消費税率が改定され、委託経費が増額となることに伴い、限度額を変更するものであります。

次に、東大和市土地開発公社が平成25年度に取得する都市計画道路3・5・20号線の用地買収事業は、翌年度の事業費が減額となることに伴い、限度額を変更するものであります。

また、東大和市土地開発公社が融資を受ける平成25年度事業資金に係る金融機関等に対する債務保証でございますが、同様の理由により、限度額を変更するものであります。

8ページをごらんいただきたいと存じます。

第4表地方債補正であります。

1の変更であります。起債対象事業費の減額等に伴い、限度額を変更するものであります。

以上であります。事項別明細書につきましては、企画財政部長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

[副市長 小島昇公君 降壇]

○企画財政部長（並木俊則君） これより事項別明細書の説明を申し上げます。

11ページをお開きください。

歳入の説明を申し上げます。

2款地方譲与税は1,541万円の減額であります。1項1目1節地方揮発油譲与税は407万7,000円の減額であ

ります。東京都からの決算見込み額の通知によるものであります。

2項1目1節自動車重量譲与税は1,133万3,000円の減額であります。東京都からの決算見込み額の通知によるものであります。

13ページをお開きください。

3款1項1目1節利子割交付金は2,682万9,000円の増額であります。東京都からの決算見込み額の通知によるものであります。

15ページをお開きください。

4款1項1目1節配当割交付金は920万9,000円の増額であります。東京都からの決算見込み額の通知によるものであります。

17ページをお開きください。

5款1項1目1節株式等譲渡所得割交付金は6,318万4,000円の増額であります。東京都からの決算見込み額の通知によるものであります。

19ページをお開きください。

6款1項1目1節地方消費税交付金は3,715万3,000円の増額であります。東京都からの決算見込み額の通知によるものであります。

21ページをお開きください。

7款1項1目自動車取得税交付金は566万6,000円の増額であります。

1節自動車取得税交付金は566万8,000円の増額であります。

2節旧法による自動車取得税交付金は2,000円の減額であります。

ともに東京都からの決算見込み額の通知によるものであります。

23ページをお開きください。

9款1項1目1節地方交付税は751万3,000円の増額であります。国の補正予算に伴う普通交付税の増額であります。

25ページをお開きください。

11款分担金及び負担金、1項負担金は62万円の増額であります。

2目衛生費負担金、1節保健衛生費負担金は62万円の計上であります。養育医療給付費負担金は62万円の計上ですが、未熟児等の養育医療給付に係る一部負担金であります。

27ページをお開きください。

13款国庫支出金は2,854万2,000円の増額であります。

1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金は302万5,000円の増額であります。保険基盤安定負担金（国民健康保険分）は15万3,000円の増額であります。交付額の確定によるものであります。障害者自立支援補装具費負担金は287万2,000円の増額であります。自立支援補装具費の増に伴うものであります。

2項国庫補助金は2,551万7,000円の増額であります。

2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金は377万7,000円の減額であります。子育て支援交付金は377万7,000円の減額ですが、補助要綱の廃止に伴う各都補助金への予算組み替え等によるものであります。

5目土木費国庫補助金は309万3,000円の減額であります。

2節都市計画費補助金は407万円の減額であります。社会資本整備総合交付金は407万円の減額であります、都市計画道路3・5・20号線用地買収事業費の減額に伴うものであります。

3節住宅費補助金は97万7,000円の増額であります。社会資本整備総合交付金は97万7,000円の増額であります、中央公民館耐震補強工事設計委託料等に伴うものであります。

7目教育費国庫補助金、5節教育総務費補助金は9万4,000円の増額であります。理科の観察・実験の準備に係る補助員の配置事業補助金9万4,000円は、都補助金との予算組み替えによるものであります。

8目1節地域の元気臨時交付金は2,909万3,000円の増額であります。地域の元気臨時交付金は2,909万3,000円の増額であります、交付額の確定に伴うものであります。

11目臨時福祉給付金等給付事業交付金は320万円の計上であります。

1節社会福祉費補助金は238万5,000円の計上であります。臨時福祉給付金給付事務費補助金は238万5,000円ではありますが、臨時福祉給付金事業費の計上に伴う事務費補助金であります。

2節児童福祉費補助金は81万5,000円の計上であります。子育て世帯臨時特例給付金給付事務費補助金は81万5,000円ではありますが、子育て世帯臨時特例給付金事業費の計上に伴う事務費補助金であります。

29ページをお開きください。

14款都支出金は954万4,000円の増額であります。

1項都負担金、1目民生費都負担金、1節社会福祉費負担金は470万9,000円の増額であります。保険基盤安定負担金（国民健康保険分）は46万7,000円の増額、次の保険基盤安定負担金（後期高齢者医療分）は280万6,000円の増額であります、いずれも平成25年度の基盤安定分の確定によるものであります。障害者自立支援補装具費負担金は143万6,000円の増額であります、自立支援補装具費の増に伴うものであります。

2項都補助金は483万5,000円の増額であります。

2目民生費都補助金は353万8,000円の増額であります。

1節社会福祉費補助金は354万1,000円の増額であります。地域福祉推進包括補助事業補助金は131万5,000円の増額であります、社会福祉法人の認可指導検査事務等に係るものであります。障害者自立支援対策臨時特例補助金は222万6,000円の増額であります、障害者福祉システムの修正委託料に係るものであります。

2節児童福祉費補助金は3,000円の減額であります。子供家庭支援包括補助事業補助金は61万9,000円の減額であります、大和東保育園の施設整備補助に係るものであります。養育支援訪問事業補助金は87万7,000円ではありますが、国の子育て支援交付金との組み替えによるものであります。子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業補助金は7万8,000円ではありますが、国の子育て支援交付金との組み替えによるものであります。一時預かり事業補助金は331万円ではありますが、国の子育て支援交付金との組み替えによるものであります。子育て短期支援事業補助金は15万5,000円ではありますが、国の子育て支援交付金との組み替えによるものであります。保育所緊急整備事業補助金は380万4,000円の減額であります、大和東保育園の施設整備補助に係るものであります。

3目衛生費都補助金、1節保健衛生費補助金は305万5,000円の増額であります。児童虐待防止対策強化事業補助金は156万2,000円ではありますが、都の補助要綱の制定に伴い、母子保健事業費に充当するものであります。乳児家庭全戸訪問事業補助金は149万3,000円ではありますが、国の子育て支援交付金との組み替えによるものであります。

6目土木費都補助金は161万6,000円の減額であります。

2節都市計画費補助金は90万円の減額であります。都市計画道路3・5・20号線用地買収事業費補助金の減額であります。

3節住宅費補助金は71万6,000円の減額であります。緊急輸送道路沿道建築物等耐震化促進事業補助金の減額であります。

31ページをお開きください。

8目教育費都補助金、1節教育総務費補助金は14万2,000円の減額であります。理科の観察・実験の準備に係る補助員の配置事業補助金の減額で、国庫補助金との予算組み替えによるものであります。

33ページをお開きください。

15款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入、1節土地売払収入は4,404万4,000円の増額であります。市有地売払収入の増額であります。

35ページをお開きください。

16款1項寄附金は12万円の増額であります。

1目1節一般寄附金は6万1,000円の増額であります。説明は省略させていただきます。

3目1節民生費寄附金は5万9,000円の増額であります。民生費寄附金は5万9,000円の増額であります。長寿社会福祉基金へ積み立てるものであります。

37ページをお開きください。

17款繰入金、1項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金は727万2,000円の減額であります。一般会計補正予算（第5号）の財源調整として、財政調整基金の取り崩しを減額するものであります。

39ページをお開きください。

19款諸収入、5項1目1節雑入は20万7,000円の増額であります。都営バス公共負担清算金は20万7,000円の計上であります。

41ページをお開きください。

20款1項市債、4目土木債、2節都市計画債は2,080万円の減額であります。都市計画道路3・5・20号線用地買収事業債は2,080万円の減額であります。起債対象事業費の減額等によるものであります。

以上のようにいたしまして、歳入の補正予算額は1億8,914万9,000円の増額で、補正後の予算額は293億2,377万4,000円となるものであります。

43ページをお開きください。

歳出の説明を申し上げます。

1款1項1目議会費、1の職員人件費は35万円の減額であります。

職員人件費につきましては、この後、各款に出てまいります。ここで一括して説明させていただきます。各款での説明は省略をさせていただきます。

今回の職員人件費の補正は、給与改定や職員の異動等に伴います給料及び時間外勤務手当等の増減が主な内容であります。

79ページをお開きください。

補正予算給与費明細書であります。

1の一般職、（1）総括であります。給与費のうち給料は397万円の減額、職員手当は1,466万1,000円の減額、共済費は284万5,000円の減額で、合計で2,147万6,000円の減額であります。

80ページをごらんください。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細であります。給料におけます397万円の減額は、給与改定に伴います減分が30万1,000円、職員の異動等により減分が366万9,000円です。また職員手当は1,466万1,000円の減額で、給与改定により減分が473万8,000円、職員の異動等により減分が1,042万3,000円、時間外勤務手当の増分が50万円です。

職員人件費の説明は、以上でございます。

45ページにお戻りください。

2款総務費は382万8,000円の減額です。

1項総務管理費は213万5,000円の減額です。

1目一般管理費は781万6,000円の減額です。

1の職員人件費は832万円の減額です。

5の職員福利厚生事業費は50万4,000円の増額ですが、説明は省略させていただきます。

6目財産管理費は153万6,000円の増額です。

1の庁舎管理費は123万2,000円の増額ですが、雨水管清掃等委託料です。

3の財産管理事務費は30万4,000円の増額ですが、説明は省略させていただきます。

13目市民センター費は91万8,000円の増額です。

4の湖畔地区集会所管理費は7万5,000円の増額ですが、説明は省略させていただきます。

5の上北台市民センター管理費は25万3,000円の増額ですが、説明は省略させていただきます。

47ページをお開きください。

7の南街市民センター管理費は38万1,000円の増額ですが、説明は省略させていただきます。

9の向原市民センター管理費は20万9,000円の増額ですが、説明は省略させていただきます。

15目諸費322万7,000円の増額です。

11の衛生関係返還金は322万7,000円で、精算等に伴います返還金です。

2項徴税费、1目税務総務費、1の職員人件費は98万円の減額です。

3項1目戸籍住民基本台帳費、1の職員人件費は47万円の減額です。

49ページをお開きください。

4項選挙費、1目選挙管理委員会費、1の職員人件費は15万2,000円の減額です。

5項統計調査費、1目統計調査総務費、1の職員人件費は5,000円の減額です。

6項1目監査委員費、1の職員人件費は8万6,000円の減額です。

51ページをお開きください。

3款民生費は1,873万8,000円の減額です。

1項社会福祉費は412万1,000円の減額です。

1目社会福祉総務費は1,431万8,000円の減額です。

1の職員人件費は138万円の減額です。

2の国民健康保険事業特別会計繰出金は636万2,000円の増額、4の介護保険事業特別会計繰出金は207万円の減額、5の後期高齢者医療特別会計繰出金は1,961万5,000円の減額ですが、今回の特別会計の補正予算に伴うものです。

53ページをお開きください。

22の臨時福祉給付金事業費は238万5,000円ですが、平成26年4月1日に消費税率の引き上げが予定され、低所得者に対する臨時福祉給付金を支給いたしますが、その事務費の一部について計上をするものであります。

4目障害者福祉費は1,019万7,000円の増額であります。

1の障害福祉管理事務費は445万2,000円の増額ですが、平成26年度の法改正に対応するため障害者福祉システム修正委託料を計上するものであります。

6の自立支援医療・補装具給付事業費は574万5,000円の増額ですが、補装具費の増額であります。

2項児童福祉費は1,383万7,000円の減額であります。

1目児童福祉総務費は92万4,000円の減額であります。

1の職員人件費は173万9,000円の減額であります。

55ページをお開きください。

12の子育て世帯臨時特例給付金事業費は81万5,000円ですが、平成26年4月1日に消費税率の引き上げが予定され、子育て世帯に対する臨時特例給付金を支給いたしますが、その事務費の一部について計上するものであります。

2目児童措置費、8の民間保育園施設整備補助事業費は999万2,000円の減額ですが、大和東保育園に係る施設整備補助に係るものであります。

3目市立保育園費、1の職員人件費は292万円の減額であります。

5目母子福祉費、6のひとり親家庭ホームヘルプサービス事業費は12万7,000円の増額ですが、説明は省略させていただきます。

57ページをお開きください。

8目心身障害児通所施設費、1の職員人件費は12万8,000円の減額であります。

3項生活保護費、1目生活保護総務費、1の職員人件費は76万4,000円の減額であります。

4項1目国民年金費、1の職員人件費は1万6,000円の減額であります。

59ページをお開きください。

4款衛生費は123万9,000円の増額であります。

1項保健衛生費は141万7,000円の増額であります。

1目保健衛生総務費は134万円の増額であります。

1の職員人件費は22万2,000円の減額であります。

3の母子保健事業費は156万2,000円の増額ですが、乳児家庭全戸訪問において使用します庁用自動車購入費の計上等であります。

4目休日診療費、1の休日急患診療所運営費は7万7,000円の増額ですが、説明は省略させていただきます。

61ページをお開きください。

2項清掃費、1目清掃総務費、1の職員人件費は17万8,000円の減額であります。

63ページをお開きください。

6款農林業費、1項農業費、2目農業総務費、1の職員人件費は6万2,000円の減額であります。

65ページをお開きください。

7款1項商工費、1目商工総務費、1の職員人件費は22万1,000円の減額であります。

67ページをお開きください。

8款土木費は2,156万5,000円の減額であります。

1項土木管理費、1目土木総務費、1の職員人件費は89万1,000円の減額であります。

3項都市計画費は1,858万4,000円の減額であります。

1目都市計画総務費、1の職員人件費は21万8,000円の減額であります。

2目下水道費、1の下水道事業特別会計繰出金は1,613万8,000円の減額であります。今回の特別会計の補正予算に伴うものであります。

69ページをお開きください。

4目街路事業費、1の都市計画道路3・5・20号線用地買収事業費は207万3,000円の減額であります。東大和市土地開発公社からの用地買収費の増額等であります。

5目土地区画整理費、1の土地区画整理事業特別会計繰出金は15万5,000円の減額であります。今回の特別会計の補正予算に伴うものであります。

4項住宅費、1目住宅管理費、11の住宅等耐震助成事業費は209万円の減額であります。説明は省略させていただきます。

71ページをお開きください。

10款教育費は2,315万1,000円の減額であります。

1項教育総務費、2目事務局費、1の職員人件費は106万3,000円の減額であります。

2項小学校費、1目学校管理費、2の小学校環境整備事業費は1,620万6,000円の減額であります。小学校校舎外壁調査委託料等の減額であります。

3項中学校費、1目学校管理費、2の中学校環境整備事業費は363万1,000円の減額であります。中学校校舎外壁調査委託料の減額であります。

73ページをお開きください。

4項社会教育費、1目社会教育総務費、1の職員人件費は146万6,000円の減額であります。

5項保健体育費は78万5,000円の減額であります。

1目保健体育総務費、1の職員人件費は15万4,000円の減額であります。

3目学校給食費、1の職員人件費は63万1,000円の減額であります。

75ページをお開きください。

11款1項公債費は2,423万4,000円の減額であります。

1目元金、1の借入金償還費は33万8,000円の増額であります。説明は省略させていただきます。

2目利子、1の借入金利子支払費は2,457万2,000円の減額であります。予定しておりました借り入れ額の減等によるものであります。

77ページをお開きください。

12款諸支出金、1項1目基金費、1の基金積立金（原資分）は2億8,005万9,000円の増額であります。一般会計減債基金に1億円、長寿社会福祉基金に5万9,000円、施設整備等基金に1億8,000万円を積み立てをするものであります。

以上のようにいたしまして、歳出の補正予算額は1億8,914万9,000円の増額で、補正後の予算額は293億2,377万4,000円となるものであります。

以上で説明を終了させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（尾崎信夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第16号議案 平成25年度東大和市一般会計補正予算（第5号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

ここで議事運営の都合上、暫時休憩いたします。

午前11時 4分 休憩

午前11時40分 開議

○議長（尾崎信夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 第1号報告 東大和市土地開発公社の経営状況について

○議長（尾崎信夫君） 日程第6 第1号報告 東大和市土地開発公社の経営状況について、本件の報告を行います。

報告を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第1号報告 東大和市土地開発公社の経営状況について、御報告申し上げます。

本報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、土地開発公社の経営状況につきまして御報告申し上げるものでございます。

御報告申し上げます事項は、平成26年度東大和市土地開発公社事業計画並びに予算でございます。

最初に、平成26年度東大和市土地開発公社事業計画であります。

公共用地の取得事業につきましては、取得予定がございません。

公共用地の売却事業につきましては、平成25年度に市からの依頼により取得いたしました立川都市計画道路3・5・20号東大和武蔵村山線用地につきまして、市に売却を行う予定でございます。売却面積につきましては377.38平方メートル、売却金額につきましては6,168万6,870円であります。

続きまして、平成26年度東大和市土地開発公社予算であります。

まず収入であります。事業収入、土地売却収入は6,168万6,000円でありまして、先ほど申し上げました公共用地の売却事業に伴う収入であります。借入金につきましては、ゼロ円であります。事業外収入、利息収入は1,000円でありまして、普通預金の利息であります。

続きまして、支出でございますが、事業費、土地取得費につきましてはゼロ円であります。支払利息は5万4,000円でありまして、平成25年度に取得した土地に係る借入金の支払い利息であります。管理費、一般管理費は8万1,000円あります。こちらは公社の連絡協議会負担金及び振り込み手数料、法人市民税、法人都民税であります。事業管理費につきましてはゼロ円でございます。借入金償還金は2,620万4,000円あります。こちらは平成25年度に取得した土地に係る借入金の償還金であります。予備費につきましては1万円あります。

次に、資金計画であります。受入資金額は6,257万4,000円、支払資金額は2,634万9,000円あります。

以上でございます。よろしく願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で、第1号報告を終了いたします。

日程第7 第17号議案 平成25年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（尾崎信夫君） 日程第7 第17号議案 平成25年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第17号議案 平成25年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

年度末に向けて一般被保険者の高額療養費の増額や、電算システムの更新に係る委託料の増額が見込まれ、

予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものであります。

それでは、補正予算の内容につきまして御説明を申し上げます。

1 ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,946万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96億8,500万4,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正につきまして御説明を申し上げます。

1の歳入であります。

第3款の国庫支出金は746万7,000円の増額で、療養給付費等負担金及び調整交付金等の増額であります。

第8款の繰入金金は636万2,000円の増額で、保険基盤安定制度繰入金及びその他の繰入金の増額等による一般会計繰入金の増額であります。

第10款の諸収入は563万7,000円の増額で、一般被保険者第三者納付金及び返納金等の増額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第1款の総務費は62万1,000円の増額で、電算システムの更新に係る委託料の増額等であります。

第2款の保険給付費は1,884万5,000円の増額で、一般被保険者高額療養費の増額であります。

以上であります。事項別明細書につきましては説明を省略させていただきたいと存じます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第17号議案 平成25年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第8 第18号議案 平成25年度東大和市下水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（尾崎信夫君） 日程第8 第18号議案 平成25年度東大和市下水道事業特別会計補正予算（第3号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第18号議案 平成25年度東大和市下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

年度末に向けて予算の執行状況を精査したところ、公共下水道管渠布設工事費等の減額や、このことに伴う公共下水道建設事業債の減額等が見込まれ、予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものでございます。

1 ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,551万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億1,571万9,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

第2条は、地方債の補正で、変更であります。

次に、2 ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

1の歳入であります。第3款の国庫支出金は784万5,000円の減額で、補助対象事業費の減額に伴う国庫補助金の減額であります。

第4款の都支出金は473万円の減額で、補助対象事業費の減額に伴う都負担金及び都補助金の減額であります。

第6款の繰入金金は1,613万8,000円の減額で、一般会計からの繰入金を減額するものであります。

第9款の市債は4,680万円の減額で、起債対象事業の減額に伴う公共下水道建設事業債等の減額によるものであります。

次に、3 ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。第1款の総務費は726万2,000円の減額で、主に消費税及び地方消費税の納付額の確定、並びに下水道使用料徴収事務委託料の確定等に伴う減額であります。

第2款の事業費は6,488万5,000円の減額で、主に公共下水道管渠布設工事費及び公共汚水ます設置工事費等の減額であります。

第3款の公債費は336万6,000円の減額で、平成24年度下水道債の借り入れ額等の確定に伴い、公共下水道建設事業債利子等を減額するものであります。

次に、4 ページの第2表地方債補正であります。

1の変更であります。

起債対象事業費の確定に伴い、公共下水道建設事業の限度額を7,190万円から3,110万円に、荒川右岸東京流域下水道事業の限度額を3,580万円から2,980万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同じであります。

以上であります、事項別明細書につきましては説明を省略させていただきたいと存じます。よろしく願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第18号議案 平成25年度東大和市下水道事業特別会計補正予算（第3号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第9 第19号議案 平成25年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（尾崎信夫君） 日程第9 第19号議案 平成25年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第19号議案 平成25年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

年度末に向けて予算の執行状況を精査したところ、道路等実施設計委託料や水道施設整備工事負担金などの

減額が見込まれ、予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものであります。

1 ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,452万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,470万7,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

1の歳入であります。第2款の都支出金は618万4,000円の減額で、補助対象事業費の確定に伴い、都補助金を減額するものであります。

第4款の繰入金は834万1,000円の減額で、一般会計からの繰入金15万5,000円の減額及び立野一丁目地区画整理事業基金取り崩し818万6,000円を減額するものであります。

次に、3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。第1款の総務費は15万5,000円の減額で、給与改定等に伴い、職員人件費を減額するものであります。

第2款の事業費は1,437万円の減額で、事業費の確定等に伴い、立野地区事業費を減額するものであります。

以上であります。事項別明細書につきましては説明を省略させていただきたいと存じます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第19号議案 平成25年度東大和市地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第10 第20号議案 平成25年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（尾崎信夫君） 日程第10 第20号議案 平成25年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、
本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第20号議案 平成25年度東大和市介護保険事業特別会計補
正予算（第3号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

介護保険システムの改修に伴う委託料の増額や職員人件費の減額など、予算の補正が必要となりますことか
ら、御提案申し上げるものでございます。

1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ175万5,000円を減額し、歳入
歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億5,977万円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表
歳入歳出予算補正」によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

1の歳入であります。第1款の保険料は3万3,000円の減額で、東日本大震災の被災者の保険料免除によ
る特別徴収保険料等の減額であります。

第4款の国庫支出金は34万8,000円の増額で、介護保険システムの改修に係る介護保険事業費補助金の計上
と、東日本大震災の被災者の保険料免除に対する介護保険災害臨時特例補助金の計上であります。

第9款の繰入金金は207万円の減額で、職員人件費の補正に伴う一般会計からの職員給与費等繰入金の減額等
であります。

次に、3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。第1款の総務費は175万5,000円の減額で、介護保険システム改修委託料の計上と職
員人件費の減額による一般管理費の減額であります。

以上であります。事項別明細書につきましては説明を省略させていただきたいと存じます。よろしくお願
い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。
採決いたします。

第20号議案 平成25年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第11 第21号議案 平成25年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○議長（尾崎信夫君） 日程第11 第21号議案 平成25年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、本案を議題に供します。
提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第21号議案 平成25年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

平成25年度の東京都後期高齢者医療広域連合負担金の確定や健康診査費負担金等の増額など、予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものでございます。

それでは、補正予算の内容につきまして御説明を申し上げます。

1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ153万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億6,774万1,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正につきまして御説明を申し上げます。

1の歳入であります。

第1款の後期高齢者医療保険料は1,859万3,000円の増額で、特別徴収保険料及び普通徴収保険料の増額であります。

第2款の繰入金金は1,961万5,000円の減額で、広域連合納付金に係る療養給付費繰入金、保険料軽減措置繰入金及びその他の繰入金の減額等であります。

第4款の諸収入は255万9,000円の増額で、東京都後期高齢者医療広域連合からの健康診査費受託事業収入の

増額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第1款の総務費は18万5,000円の減額で、職員人件費の減額であります。

第2款の広域連合納付金は338万7,000円の減額で、療養給付費負担金及び保険料軽減措置負担金の減額等による東京都後期高齢者医療広域連合への納付金の減額であります。

第3款の保健事業費は510万9,000円の増額で、健康診査費負担金等の増額であります。

以上であります。事項別明細書につきましては説明を省略させていただきたいと存じます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第21号議案 平成25年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第12 陳情の付託

○議長（尾崎信夫君） 日程第12 陳情の付託を行います。

2月19日正午までに受理した陳情を、お手元に御配付してあります文書表のとおり、総務委員会及び建設環境委員会に審査を付託いたします。

○議長（尾崎信夫君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもって本日の会議を散会いたします。

午後 0時 2分 散会